平成２８年（フ）第２７７号
北九州市門司区葛葉１丁目４番23号
債務者　大本　泰惠
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第３１３号
北九州市八幡西区藤原２丁目９番５号
債務者　重富　正博
1　決定年月日時　平成28年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第３１４号
北九州市八幡西区藤原２丁目９番５号
債務者　重富　清美
1　決定年月日時　平成28年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第３３０号
北九州市小倉北区片野２丁目１番37―101号
債務者　近藤　美香（旧姓近森・田中）
1　決定年月日時　平成28年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第３３５号
北九州市若松区鴨生田１丁目１番18号
債務者　前田　純子
1　決定年月日時　平成28年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第３４９号
北九州市小倉北区古船場町４番32―705号
債務者　杉山　美鈴
1　決定年月日時　平成28年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第３５２号
北九州市若松区用勺町７番20号
債務者　古川　俊治
1　決定年月日時　平成28年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第３５７号
北九州市八幡西区引野２丁目11番20号
債務者　一田　隆義
1　決定年月日時　平成28年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第３５８号
北九州市八幡西区引野２丁目11番20号
債務者　一田　淳子
1　決定年月日時　平成28年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第３７１号
北九州市小倉南区貫弥生が丘１丁目３番22号
（プレジール弥生が丘Ｂ棟202）
債務者　吉村　功明
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第３８０号
北九州市八幡西区相生町６番４―303号
債務者　伊藤　　徹
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２８年（フ）第３２号
北海道北見市北２条西２丁目１番地１　コーポガレリア904号、前住所北海道北見市西富町４丁目３番６号　西富５号マンション101号
債務者　髙木美奈子
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２８年（フ）第５７５号
埼玉県久喜市久喜東５丁目５番２―202号
債務者　伊藤寿美夫
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６８２号
さいたま市桜区大字神田313番地４　第３井上マンションＣ棟202、旧住所さいたま市桜区山久保２丁目16番１―808号
債務者　増永　　初
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６９１号
埼玉県桶川市坂田東３丁目７番地の１　サン・クレストコート103号
債務者　丸茂　真佳（旧姓岡本）
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第７４３号
埼玉県川口市戸塚東３丁目21番10号　マインドＹＯＵ戸塚２―206、旧住所埼玉県川口市戸塚２丁目20番１―503号　ロイヤルメゾンⅠ
債務者　阿久津浩美
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第７４７号
さいたま市緑区大字大間木462番地２　クイーンパレス103号室
債務者　川村　一雄
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第７４８号
埼玉県春日部市備後西３丁目７番20号
債務者　トリムサルーン川村こと　川村　勝弘
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係